

平成25年10月吉日

大阪商工会議所 会員各位

日本CSR普及協会近畿支部
支部長 山田 庸男

案 内

本CSR普及協会近畿支部 25年度第2回セミナー

消費税増税を目前にして、増税分の負担を避けるために一度支払った発注後の代金減額のお願いや、増税後においても価格を据え置いてほしいという要請などを規制する法律ができました。下記のような行為は、法律違反になる可能性があります。

★「消費増税後は、単価を少し安くしてほしい。」という要請をすること

★取引先の「増税後も税込で今の価格で販売します。」という申出に応じること

この法律では、「増税分還元セール」「消費税分は勉強します。」などの表示も禁止され、総額表示に関する例外的取扱いなども定められています。

今回は、この法律を管轄する「公正取引委員会」のご担当者から、新法の内容やそのガイドラインを解説していただきます。

消費税の転嫁拒否行為に関連して、「優越的地位の濫用」についても取り上げます。公正取引委員会はこれに関する調査を強化しており、違反企業に対して数十億円もの高額の課徴金納付命令のなされた事例が相次いでいますので、実務上重要な論点です。

セミナー終了後には、参加者による交流会も予定しております。

ご参加の方は、11月14日までに裏面の申込書によりお申込み下さい。是非とも多数のご参加をお願い申し上げます。

記

日 時	平成25年11月21日（木）午後3時～5時30分
場 所	大阪弁護士会館2階ホール 大阪市北区西天満1丁目12番5号 地図：大阪弁護士会HP http://www.osakaben.or.jp/
講 師	山本 大輔 氏（公正取引委員会近畿中国四国事務所 総務管理官） 富山 聡子 氏（日本CSR普及協会会員・弁護士） 簗内 俊輔 氏（日本CSR普及協会会員・弁護士）
テーマ	「そのコストダウンのお願いは、違法??」 ～消費税増税に伴う優越的地位の濫用・下請法・景表法の規制～
参加費	無料
対 象	大阪商工会議所会員企業 大阪弁護士会所属弁護士
共催（予定）	大阪商工会議所、大阪弁護士会

第2回CSRセミナー 申込書

概要については表面記載の通り

大阪弁護士会館にて、午後6時から。講師もご参加の予定です。
会費 1000円（ただし、近畿支部ご会員企業は無料です）

近畿支部HP (<http://www.jcsr-kinki.jp/>) から申し込みできます。

• 参加 • 不参加

• 参加 • 不参加

電話： FAX：

TEL 06-6263-7288 FAX 06-6263-7708